

ワーク・ライフ・バランスの実践と女性活躍推進のための

開催費用
不要

セミナー開催団体募集!!

平成 27 年に「女性活躍推進法」が成立し、企業には女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表などが義務付けられました。女性をはじめ、性別、国籍、人種などの異なる多様な人が活躍することは、新しい商品やサービスを生み出す原動力となることに加え、今後、労働力人口の減少が見込まれるなか、女性の潜在労働力を生かすことは不可欠です。

女性が働きやすい職場をつくることは、ワーク・ライフ・バランスの実践及び、全ての社員の働きやすさにつながり、人材の定着や生産性の向上、社員のモチベーションアップをも得られる『経営戦略』となります。

その業界ならではの課題や要望に応じた オリジナルのセミナーを 企画から開催までコーディネートします!

- ・参加者と場所の手配だけで OK
- ・講師の手配や謝礼は不要
- ・希望する日程での開催が可能



- 対象 金沢市内の同じ産業や業種にたずさわる事業者によって構成される団体
- 開催条件
- ・セミナーの企画及び講師謝礼等の費用は市が負担します。
 - ・実施団体は、参加者（企業）と会場の確保を行ってください。
 - ・実施内容は事前打ち合わせにより決定します。

※セミナー修了後、業界での女性活躍にかかる「業界取り組み宣言!」をしていただきます。

セミナー(プログラム)の一例 ※キャリアコンサルタントアドバイザーの派遣も行います。

1. 経営者層の意識改革

「なぜ女性の活躍が企業にとってプラスなのか」

⇒ 内容「女性活躍推進法とは」、「多様な働き方の実現と経営戦略」など

2. 男性社員の意識・働き方改革

「イクメン・カジメン・イクボスのすすめ」

⇒ 内容「部下の育児を積極的に応援するボス（上司）＝イクボスの育成」など

3. 男性社員・女性社員相互の情報共有

「男女ともに働きやすい職場を作るために」

⇒ 内容「ワーク・ライフ・バランス推進の取り組み」、「コミュニケーションスキルを身につける。」など

4. 行動計画策定支援

「女性活躍推進法による一般事業主行動計画策定のポイント」

お申込み・お問合せ 金沢市市民局人権女性政策推進課 TEL 076-220-2095 FAX 076-260-1178
E-mail jinkenjyousei@city.kanazawa.lg.jp ※お申込方法は裏面をご覧ください。

(参考資料)

業界取り組み宣言式

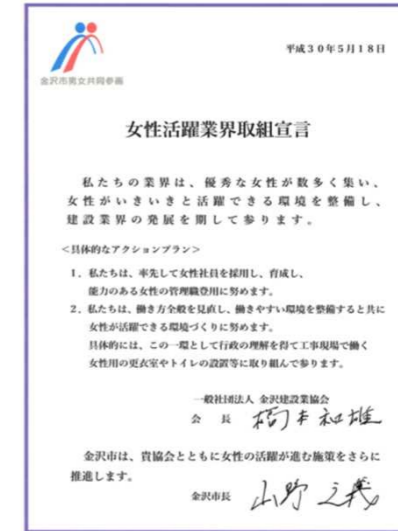
○日時 平成30年5月18日(金)

10:00~10:30

○場所 市長応接室



(宣言式の様子)



(宣言書)

関係法令等

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（抄）

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

「金沢市男女共同参画推進条例（平成13年条例第80号）」（抄）

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会を形成することを基本として行われなければならない。

(1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

(2) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

(3) 男女が、社会の構成員として、市における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に関し平等に参加する機会が確保される社会

(4) 男女が、ジェンダーをこえて、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場、学校その他の社会生活における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合い、男女共同参画社会を共に担うことができる人格が形成される社会

(5) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会

(6) 男女が、国際社会における男女共同参画の取組と協調し、連携を深め合う社会

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

金沢市女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要領

1. 趣旨

女性の登用や働きやすい環境整備等のための具体的な取り組みを進める際に専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、必要な講義や指導、助言等を行い、事業者等における女性の活躍を支援する。

2. 対象

金沢市女性活躍加速化プロジェクト事業にかかる取組宣言を行った業界団体及び加盟事業者等を対象とする。

ただし、政治団体・宗教団体および金沢市から当該取組に関する助成を受けている場合又は、参加費等を徴収して行う有料のものは対象としない。

3. 派遣回数

原則、1回2時間、同一事業者等への派遣回数は年間3回を限度とする。

4. 経費

アドバイザーの謝礼は、市の基準に基づき、予算の範囲内で市が負担する。

5. 派遣の手続き等

(1) 申請

アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「アドバイザー派遣申込書」（様式1）を開催希望日の1ヶ月前までに人権女性政策推進課長へ申請する。

(2) 派遣の決定

人権女性政策推進課長が(1)による申請の内容を適当と認める場合は、アドバイザー派遣の決定を申請者へ通知する。

なお、事前に申請者と協議を行い、アドバイザーの選定その他、派遣にあたり必要な事項についてあらかじめ調整を行う。

(3) 報告書の提出

派遣の決定を受けた者は、当該取組等の終了後、30日以内に派遣受入結果報告書(様式2)を人権女性政策推進課長に提出する。

6. 派遣の決定を受けた者の留意事項

派遣の決定を受けた者は、関係資料の提供、受入れ体制の整備等その他派遣を円滑に受けるために必要な準備をしなければならない。

7. その他

本要領に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成29年6月1日から適用する。